

- 6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村）全てで家屋等の解体・除染工事に着手し、駅前広場や幼稚園、体育館等の公共施設で工事が終了するなど、環境再生の取組が着実に進捗。
- 特定復興再生拠点区域全体の避難指示解除の目標である2022年春頃から2023年春頃の避難指示解除に向けて、関係省庁等と連携しながら、拠点区域内の家屋等の解体・除染作業を実施。
- 特定復興再生拠点区域における除染は9割を超え、家屋等の解体は申請件数に比して約87%が完了（2024年10月末時点）。
- 認定した特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、4町（大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町）において順次、特定帰還居住区域の除染や家屋等の解体に着手。



環境省作成

環境省では、認定した特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、特定復興再生拠点区域内の除染や家屋等の解体を実施し、2022年6月に葛尾村、大熊町、同年8月に双葉町、2023年3月に浪江町、同年4月に富岡町（夜の森・大菅地区）、同年5月に飯舘村、同年11月に富岡町（小良ヶ浜・深谷地区内）で特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除されました。

現在、除染工事の進捗は9割を超えており、また、家屋等の解体の進捗は申請件数に比して約87%が完了しています（2024年10月末時点）。なお、家屋等の解体により生じた特定廃棄物の処理については、可能な限り減容化した後、双葉地方広域市町村圏組合の管理型処分場（クリーンセンターふたば）を活用して埋立処分を行うこととし、2019年8月に環境省、同組合及び福島県の間で基本協定を締結しました。2023年6月に特定廃棄物の搬入を開始しました。

また、特定復興再生拠点区域外については、認定した特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、大熊町及び双葉町については2023年12月20日に、浪江町については2024年6月20日に、富岡町については同年9月5日に特定帰還居住区域の除染や家屋等の解体に着手しました。

本資料への収録日：2021年3月31日

改訂日：2025年3月31日